淡路広域水道企業団工事検査規程

令和８年 10 月 26 日
管 理 規 程 第 ４ 号

（趣旨）

第１条　淡路広域水道企業団が締結する工事請負契約の適正な履行を確保するため、工事の検査（以下「検査」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）及び淡路広域水道企業団契約規程（平成 22 年管理規程第 4 号。以下「契約規程」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　検査員　第３条に定める検査を行う職員をいう。

(2)　監督員　法第 234 条の２第１項の規定による　監督を行う職員をいう。

(3)　工事請負人　契約規程に基づき、工事の請負契約を締結した者をいう。

（検査の種類）

第３条　検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　完成検査　工事請負契約の目的物が完成したときに行うもの

(2)　出来高検査　部分払の請求又は工事の中止若しくは打切りにより検査を必要とするときに行うもの

(3)　既済部分検査　既済部分を使用するときに行うもの

(4)　随時検査　工事の施工過程において、必要と認められる場合において行うもの

（検査員の職務）

第４条　検査員は、検査の実施に当たっては、工事請負契約書、設計書、仕様書その他関係書類（以下「設計図書等」という。）及び契約規程に基づき、厳正かつ公平に工事の検査を行わなければならない。

２　検査員は、職務の執行に当たって知り得た工事請負人の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

（検査の実施）

第５条　検査は、監督員及び工事請負人若しくは現場代理人若しくは主任技術者（以下「請負人等」という。）の立会いの上、検査を行わなければならない。

２　検査は、設計図書等に基づき、厳正かつ公平に行わなければならない。

３　検査員は、検査を行うに当たり、必要があると認めるときは、監督員及び請負人等に対して、検査目的物の一部の破壊又は分解その他の方法により検査を行うことができる。この場合において、復旧に関する費用は、工事請負人の負担とする。

（必要資料の請求等）

第６条　前条に定める検査において、検査員は必要に応じて、監督員及び請負人等から当該工事に関する資料の提出を受け、又はこれらの者に説明を求めることができる。

（検査の延期又は中止）

第７条　検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を延期し、又は中止することができる。

(1)　請負人等が検査の執行を妨害したとき、又は検査員の指示に従わないとき。

(2)　検査に必要な書類の提出に不備があり、検査を行うことが困難なとき。

(3)　手直し及び残工事が多く、検査に値しないと認められるとき。

(4)　その他適正な検査ができないと認められるとき。

（工事の手直し等）

第８条　検査員は、検査の結果、工事の施工が設計図書等に適合しないと認められるものがあるときは、手直し等工事指示書（様式第１号）により補修又は手直し（以下「手直し等」という。）を要する事項及び完了すべき期限その他必要な事項を監督員に指示しなければならない。

２　監督員は、前項の指示を受けたときは、直ちに請負人等に対し、必要な手直し等を指示しなければならない。

（再検査）

第９条　検査員は、監督員から手直し等工事完成届（様式第２号）を確認した旨の報告を受けたときは、速やかに再検査をしなければならない。ただし、当該手直し等が軽微なものであるときは、報告をもって、再検査に代えることができる。

（工事検査調書等の作成）

第 10 条　検査の結果、工事の施工が設計図書等に適合したと認めるときは、検査員は、速やかに契約規程第 52 条に規定する工事検査調書及び別に定める採点表を作成しなければならない。

（補足）

第 11 条　この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和８年 11 月１日から施行する。

（経過措置）

この規程の施行の日前に締結した工事請負契約に係る検査については、なお従前の例による。

様式第１号（第８条関係）

手直し等工事指示書

年　　月　　日

監　督　員 氏名		検　査　員 氏名
工　事　番　号	企　　（工）第　　号	
工　　事　　名	工事	
工　事　場　所	地内	
請　負　代　金　額	￥　　円	
手直し等工事期限	年　　月　　日	
手直し等工事指示事項		
注意事項	１．手直し等工事が完了したときは、手直し等工事完成届を提出すること	
	２．手直し等工事完成届に手直し等工事中の主要写真を添付すること	

様式第２号（第９条関係）

手直し等工事完成届

年　　月　　日

総括監督員　様

工事請負人　住所
氏名　　印

次のとおり手直し等工事が完成したので、お届けします。

工　事　番　号	企　　（工）第　　号		
工　　事　　名	工事		
工　事　場　所	地内		
請　負　代　金　額	￥　　円		
手直し等期限	年　月　日	手直し等完了 年　月　日	年　月　日
手直し等工事指示事項			